

一定の組合の行為に関する独占禁止法の適用除外制度



制度の趣旨

- 単独では大企業に伍して競争することが困難な事業者が相互扶助を目的とした組合を組織することにより、市場において有効な競争単位として機能し、独占禁止法が目的とする公正かつ自由な競争秩序の維持促進につながるため

制度の概要

- ①小規模事業者の相互扶助を目的とするなど一定の要件を満たした組合が行う、②共同経済事業であって、③「不公正な取引方法」等に該当しない場合には、独占禁止法の適用が除外される

対象となる組合（小規模事業者の相互扶助を目的）【①】

- 漁協等の水産業協同組合については、1号の要件を満たす組合とみなされる

（参考）水産業協同組合法

第七条 組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、これを私的独占禁止法第二十二條第一号及び第三号の要件を備える組合とみなす。

対象となる行為【②】とその例外【③】

- （協同組合が大企業に伍して競争するために行う）共同販売や共同購入等の共同経済事業
- ただし、㊦特定の事業者を不当に差別的に取り扱うなど「不公正な取引方法」を用いる場合、㊧競争の実質的制限により不当に対価を引き上げる場合は、独占禁止法が適用される

【独占禁止法第22条】

この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為【②】には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない【③】。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。【①】
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

次のような行為で、公正な競争を阻害するおそれがあるもの。

- ◆ **共同の取引拒絶** = 正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。
- ◆ **差別対価** = 不当に、地域または相手方により差別的な対価で、取引すること。
- ◆ **不当廉売** = 正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
- ◆ **再販売価格の拘束** = 正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。
- ◆ **優越的地位の濫用** = 取引上の地位が優越していることを利用して取引の相手方に不当に不利益を与えること。
- ◆ **排他条件付取引** = 不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。
- ◆ **拘束条件付取引** = 販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。
- ◆ **取引妨害** = 競争事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

等

独占禁止法19条

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。